

現 行	改 定 後
<p>1994 年04 月 1日制定 1997 年04 月 1日改定 1999 年01 月 1日改定 2000 年01 月 1日改定 2001 年01 月 1日改定 2003 年01 月 1日改定 2014 年04 月 1日改定 2016 年08 月 1日改定 2020 年01 月 1日改定</p>	<p>1994 年04 月 1日制定 1997 年04 月 1日改定 1999 年01 月 1日改定 2000 年01 月 1日改定 2001 年01 月 1日改定 2003 年01 月 1日改定 2014 年04 月 1日改定 2016 年08 月 1日改定 2020 年01 月 1日改定 2021 年04 月 1日改定</p>
<p>日本旅行共済会（ほっと・ネットワーク）事業運営規則</p>	<p>日本旅行共済会（ほっと・ネットワーク）事業運営規則</p>
<p>第1章（略）</p>	<p>第1章（略）</p>
<p>第2章第1節～第4節（略）</p>	<p>第2章第1節～第4節（略）</p>
<p style="text-align: center;">第5節 休業給付</p>	<p style="text-align: center;">第5節 休業給付</p>
<p>（育児休業給付金）</p>	<p>（育児休業給付金）</p>
<p>第15条 1（略）</p>	<p>第15条 1（略）</p>
<p>2 育児休業給付金は、<u>休業開始から6ヶ月までは、育児休業時の基本賃金月額</u>の13%相当額を給付し、<u>6ヶ月を経過後は30%相当額を給付する。</u>ただし、給付の期間は、1年6ヶ月をもって限度とする。</p>	<p>2 育児休業給付金は、<u>休業開始から6ヶ月を経過後、育児休業時の基本賃金月額</u>の17%相当額を給付する。ただし、給付の期間は、<u>育児休業開始から1年6ヶ月</u>をもって限度とする。</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>
<p>（介護休業給付金）</p>	<p>（介護休業給付金）</p>
<p>第16条 1（略）</p>	<p>第16条 1（略）</p>
<p>2 介護休業給付金は、<u>休業開始から3ヶ月までは、介護休業時の基本賃金月額</u>の13%相当額を給付し、<u>3ヶ月を経過後は60%相当額を給付する。</u>ただし、給付の期間は、<u>1年</u>をもって限度とする。</p>	<p>2 介護休業給付金は、<u>雇用保険による介護休業給付受給終了後から、介護休業時の基本賃金月額</u>の60%相当額を給付する。ただし、給付の期間は、<u>365日から雇用保険による介護休業給付受給限度日数をひいた日数を限度とする。</u>介護休業給付金を受けた一般会員が復職後1年以内または給付中に引き続き介護のため退職したときは、すでに受給した介護休業給付金の25%相当を見舞金として支給する。</p>
<p>介護休業給付金を受けた一般会員が復職後1年以内または給付中に、引き続き介護のため退職したときは、すでに受給した介護休業給付金の25%相当を見舞金として支給する。</p>	<p>すでに受給した介護休業給付金の25%相当を見舞金として支給する。</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>
	<p style="text-align: center;"><u>付 則(2021年4月1日)</u></p>
	<p>1. 本規則は、2021年4月1日から施行する。</p>
	<p>2. 第15条第2項について、2021年3月31日迄に、休業を開始している会員は、「<u>育児休業給付金は、休業開始から6ヶ月までは、育児休業時の基本賃金月額</u>の13%相当額を給付し、<u>6ヶ月を経過後は30%相当額を給付する。</u>ただし、給付の期間は、1年6ヶ月を、もって限度とする。」と読み替える。</p>
	<p>3. 第16条第2項について、2021年3月31日迄に、休業を開始している会員は、「<u>介護休業給付金は、休業開始から3ヶ月までは、介護休業時の基本賃金月額</u>の13%相当額を給付し、<u>3ヶ月を経過後は60%相当額を給付する。</u>ただし、給付の期間は、1年をもって限度とする。」と読み替える。</p>